

平成二十二年二月九日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	所在地	指定年月日
医療法人社団生 和会	周南市大字湯野 四二七八の一	居宅介護支援事 業所なごやか熊 毛	周南市高水原二 丁目七番二一 号	平成二一、 九、一
株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区 神田駿河台二丁 目九	ニチイケアセン ター徳山	〃 城ヶ丘三 丁目一五番一 号	〃 二一、 〃

山口県告示第五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成二十二年二月九日

山口県知事 二井 関 成

由宇加入区



(三三) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十二年二月九日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
岩国市	平成十九年五月二十五日から 平成二十一年三月二十三日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町須川の一部

長門市	平成十九年五月二十四日から 平成二十一年三月二十三日まで	長門市地籍図 長門市地籍簿	日置上及び日置中の各一部
美祢市	平成十九年五月二十五日から 平成二十一年三月二十三日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	大嶺町東分の一部
周南市	平成十九年五月二十四日から 平成二十一年二月十八日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字湯野の一部
山陽小野田市	平成十九年五月十一日から 平成二十一年二月二十三日まで	山陽小野田市地籍 図 山陽小野田市地籍 簿	大字小野田、大字西沖、赤 崎二丁目、赤崎三丁目、赤 崎四丁目及び大字通一丁目 の各一部

二 認証年月日
平成二十二年二月九日

(三四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年二月九日から同年六月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめシティ
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 深澤 政和
- 三 変更に係る事項
駐輪場の位置
- 四 届出年月日
平成二十二年一月二十一日
- 五 変更年月日
平成二十二年一月二十二日

(三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年九月二十五日山口県公告(三〇九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年二月九日から同年三月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年二月九日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・モール周南、星ブラザ
所在地 下松市中央町二一番三号
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



山口県選挙管理委員会告示第七号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

「 〃 大字仁保上郷四二七」を「 〃 仁保下郷一九一五の一」に改める。

平成二十二年二月九日発行

発行所

山口県知事庁